

愛媛県日韓友好促進議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、愛媛県日韓友好促進議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、日韓両国の文化教育経済等の交流を通じて、両国民の理解と親善を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、その目的達成に必要な一切の事業を行う。

(構成)

第4条 本連盟は、前条の目的に賛同する愛媛県議会議員並びに県下市町村議会議員によって構成する。

(役員)

第5条 本連盟の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 相談役 2名（うち1名は現職議長を充てる。）
- (6) 幹事 若干名
- (7) 監事 2名

なお、任期は1年とし総会の決定によって行うが、再任を妨げない。

(会議)

第6条 本連盟の会議は、総会と幹事会に区分し、総会は毎年1回招集することを原則とする。

(事務局)

第7条 本連盟の事務局は松山市に置き、事務局長を置くことができる。

2 事務局長は、会長が幹事会の意見を聞き任命する。

(費用)

第8条 本連盟の運営に必要な経費は、会員の会費及び寄付金をもってする。

2 会費は毎月 500 円とする。

(規約改正)

第9条 この規約の改正は、総会の承認を得て改正することを原則とし、緊急を要する際は、幹事会で改正することができる。

(その他)

第10条 本連盟の運営に当たって必要な内規は、幹事会が別に定める。

附 則

本規約は、昭和53年7月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年7月7日から施行する。